

袴田事件が浮き彫りにした再審法の不備と改正すべき4つのポイント

● 全面的証拠開示の制度化

- ・ 第2次再審請求審で初めて袴田さんの無実を示す証拠が多数開示
→ 事件から**44年後**、死刑確定から**30年後**

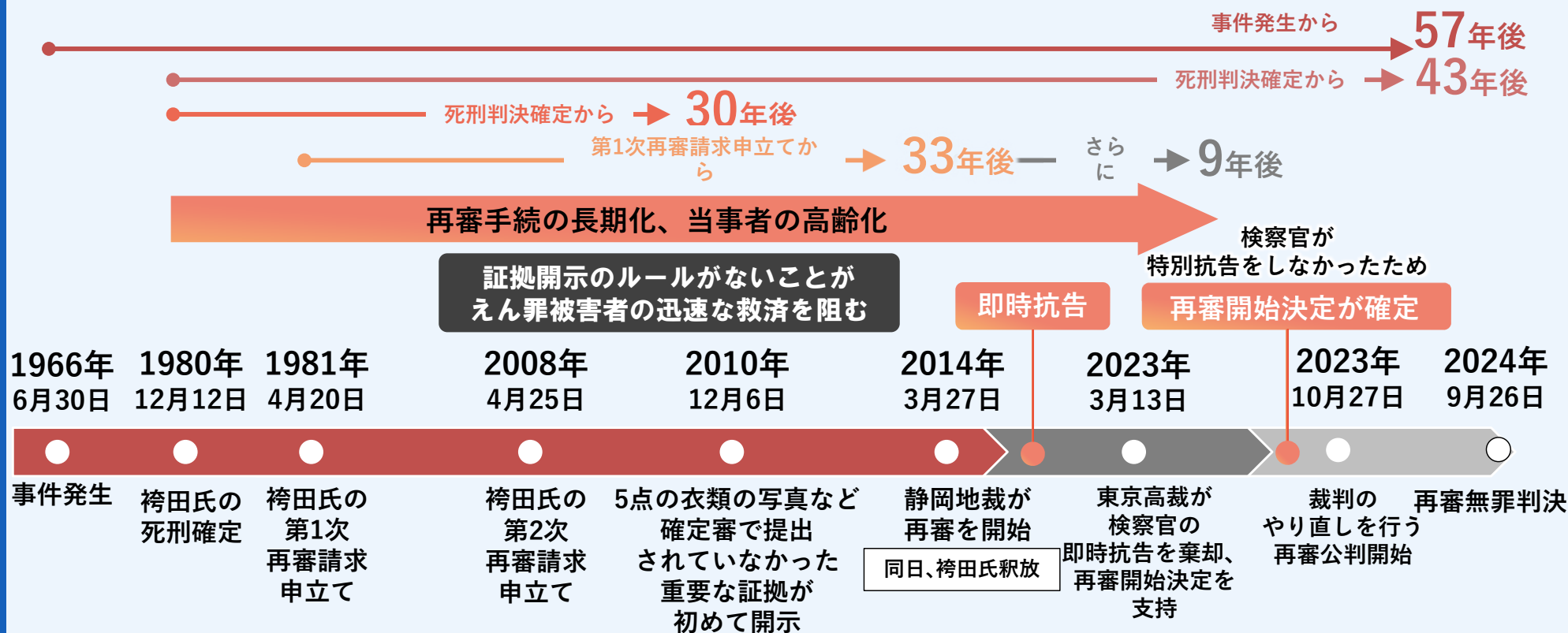
● 再審開始決定に対する検察官の抗告(不服申立て)の禁止

- ・ 2014年3月静岡地裁の再審開始決定に対し検察官が即時抗告
→ 東京高裁の取消し、最高裁の破棄差戻しを経て**9年後**に再審開始

● 手続規定の明文化

● 証拠の保管・保存

再審法の不備により長期化した袴田事件



これ以上、えん罪を繰り返さないために 今こそ刑事司法の抜本的改革を！

1 半世紀以上変わらない取調べの問題

袴田事件

1966年（昭和41年） 発生
1980年12月12日 死刑確定
2024年9月26日 再審無罪判決

認定された事実

- ・長時間の肉体的・精神的苦痛を与える取調べ（19日間、1日平均12時間）
- ・黙秘権の侵害、自白の『ねつ造』
- ・証拠の『ねつ造』（5点の衣類、端切れ）

取調べの問題は昭和から平成、令和まで変わっていない！

プレサンス事件

2017年（平成29年） 発生
2021年10月28日 無罪判決
2024年8月8日 付審判決定
（※取調べ担当検察官が特別公務員暴行陵虐罪で刑事責任を問われることになったのは初）

認定された事実

- ・机を叩いて大きな音を出す
- ・大声をあげて一方的に怒鳴る
- ・「ふざけるな」「なめんなよ」など威圧的な言葉を使う
- ・人間性や人格を貶め侮辱する
- ・利益誘導を行い、事実と異なる供述をさせる

警察・検察における不適正な取調べ事例はこの他にも次々と明らかに…

録画されていても問題のある取調べが行われている！

2 求められる早急な改革



取調べ録画 対象範囲拡大

現行の録画義務対象は裁判員裁判対象事件、検察独自捜査事件のうち逮捕・勾留中の取調べのみ（全事件数の3%程度）

在宅を含む全ての被疑者及び参考人の取調べの録画義務化



取調べへの 弁護人立会い

弁護人の立会いを認めるかどうかは「事案に応じて適切に判断」とされている一方で、実際に立会いが認められた例はほとんどない

弁護人を立ち会わせる権利の法制化



人質司法の解消

無罪を主張し又は黙秘権を行使している被疑者・被告人を殊更に長期間勾留
* プレサンス事件 8か月間
* 大川原化工機事件 11か月間

否認・黙秘の不利益取扱いの禁止の明文規定

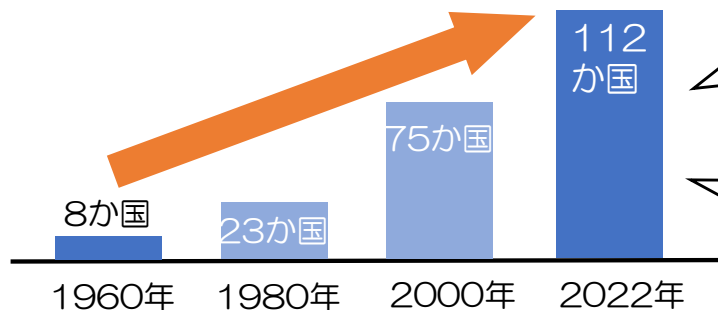


我が国の死刑制度を取り巻く状況

1 国際社会は死刑廃止に向かっている

死刑廃止が国際的な潮流

死刑廃止国数の推移



10年以上死刑を執行していない事実上の廃止国も含めると

144か国が死刑廃止

「先進国の代表」たるOECD加盟38か国で近年、死刑を執行しているのは

日本と米国の一部の州のみ

主な存置国

中国、北朝鮮、シリア、イラン、アフガニスタンなど

➡ **日本はこれらの国々と「同じグループ」**

死刑制度と「外交問題」

- **犯罪人引渡条約** = 国外に逃亡した被疑者の引渡しに関する条約
欧米諸国の条約締結国数は数十から百か国以上に及んでいるが、

日本の締結国は米国と韓国のみ

- **日・豪部隊間協力円滑化協定**では、日本に滞在する豪州国防軍部隊の構成員が犯罪をした場合、**死刑が科され得る可能性がある状況において、豪側は犯罪人の引渡し等の援助の義務を負わないとする例外的な定め**が入った。

※英国やフィリピンとも同様の協定が結ばれ、フランスとも締結に向けた交渉が行われている。

- 日本が死刑制度を維持し、執行を継続していることは

「日本が掲げる人権外交の理念と行動の間のギャップ」

と駐日英国大使は指摘

2 「日本の死刑制度について考える懇話会」について

2024年11月に報告書を取りまとめた。

- ・ 死刑は個人の生命を剥奪する究極の刑罰であり、**人権の基盤にある生命そのものの全否定**を内容としている
- ・ 誤った裁判に基づく執行が行われるに至れば、**取り返しのつかない人権侵害**となる
- ・ 現行の死刑制度とその運用の在り方は、放置することの許されない数多くの問題を伴っており、**現状のままに存続させてはならない**

➡ 早急に**国会及び内閣の下**に死刑制度の検討をする**公的な会議体の設置**を提言